

令和2年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年3月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月2日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	西 沢 悦 子 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	小宮山 定彦 君	9 〃	滝 沢 幸 映 君
3 〃	山 城 峻 一 君	10 〃	朝 倉 国 勝 君
4 〃	祢 津 明 子 君	11 〃	吉 川 まゆみ 君
5 〃	中 島 新 一 君	12 〃	塩野入 猛 君
6 〃	大日向 進也 君	13 〃	中 嶋 登 君
7 〃	栗 田 隆 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	青 木 知 之 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	白 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	山 崎 金 一 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	大 井 裕 君
建 設 課 長	宮 下 和 久 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	北 村 一 朗 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	長 崎 麻 子 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	細 田 美 香 君
子 ども 支 援 室 長	鳴 海 聡 子 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	関 貞 巳 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長招集あいさつ
- 第4 諸報告
- 第5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第6 議案第 3号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第 4号 坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第 5号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第 6号 坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 7号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 8号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 9号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第10号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第11号 坂城町公民館条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第12号 令和2年度坂城町一般会計予算について
- 第16 議案第13号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第14号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第18 議案第15号 令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第19 議案第16号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（西沢さん） 会議規則第127条の規定により、6番 大日向進也君、7番 栗田 隆君、8番 玉川清史君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日3月3日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに令和2年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、昨年10月に日本列島を通過した令和元年東日本台風は、長野県内でも千曲川が氾濫して、当町にも大きな被害をもたらしました。

町では、専決あるいは議会臨時会、定例会など数度にわたる補正予算をご審議いただき災害復旧に取り組んでおり、急ピッチで事業を進めております。

進捗状況ですが、昭和橋、バラ公園駐車場、鼠橋運動公園、上五明の坂城町運動公園については、復旧工事の発注が済み工事施工中、消防ポンプ操法訓練場については、工事が発注済みで、鼠橋運動公園への移設・復旧することから工程の調整を進めております。

また、農業被害につきましても、枝折れした果樹の苗木や倒壊したぶどう棚資材購入補助など、「農作物災害緊急対策事業」を進めるとともに、パイプハウス等農業用施設や農業機械の損壊につきましても、国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」を活用し、補助事業を進めております。

併せて、千曲川河川敷の農地に堆積した土砂の除去を行う「農地災害復旧事業」につきましても発注済みで、工事に着手いたしました。

また、増水により損傷した千曲川の堤防の本復旧工事につきましては、先般、千曲川河川事務所千曲川右岸金井地区の工事に着手いたしました。引き続き、鼠橋上流右岸、大望橋左岸側についても順次工事に着手する計画とお聞きしております。

地域住民の安心・安全な暮らしの確保に向けて、早期の完成をお願いするものであります。

なお、町の災害復旧事業につきましては、国からの補助金の交付決定スケジュールや工事期間の面から年度繰越しとなる事業も相当数ありますので、必要な手続を経て、速やかな竣工を図ってまいります。

また、長野広域連合が建設を進めている「(仮称) B焼却施設」は、令和3年4月からの「可燃ごみの全量受け入れ開始」に向けて事業が進められておりましたが、台風災害により工事が中断、工程に遅延が生じたことから、2月1日、坂城テクノセンターにおいて、加藤長野広域連合長出席のもと、「新ごみ焼却施設整備に係る町民説明会」が開催されました。

B焼却施設の整備状況と今後のスケジュールなどについて説明がなされ、B焼却施設整備の工期と、葛尾組合焼却施設の稼働のそれぞれ6カ月の延長についてご理解をいただいたところでございます。

町といたしましては、令和3年10月のB焼却施設稼働までの間、葛尾組合焼却施設の保守点検や定期的な整備・修繕等しっかりと行い、適正なごみ処理を進めてまいります。

さて、中国湖北省に端を発する新型コロナウイルスは、世界中に感染が拡大し、日本においても連日感染者数増加の報道がなされて、長野県内でも感染が確認されました。

町では、これまで私を含む理事者と課長による対策会議を開催、情報共有と対応を協議し、対策を行ってまいりました。

第1回会議の1月31日以降は、ホームページと坂城町すぐメールにて、町民の皆さんに感染症対策に努めていただくことや相談窓口をお知らせするとともに、町内福祉施設や教育機関に注意喚起を行うなどの対策を進めてきたところであります。

2月26日に第2回会議を開催、翌27日には対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症に対するお願いとして、1、自らの感染を防止し、他の方にうつさない取り組み、2、集団感染を防止する取り組み、3、重症化しやすい方を守る取り組みをまとめ、あわせて、イベントや行事の開催検討の目安として、町主催のイベント・行事の開催基準をホームページにてお知らせいたしましたところでございます。

町におきましても、各種行事の見合わせなど余儀なくされる場合もありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、2月28日、文部科学省から同感染症対策のための小学校、中学校等における一斉臨時休業の通知を受け、同日教育委員会にて対応を協議、そして対策本部会議を開催いたしました。

当町における対応ですが、休校に際して準備期間を設けることとし、小学校、中学校とも本日

3月2日給食後から休校として、卒業式を除き、4月3日までの期間といたしました。

卒業式につきましては、小中学校とも規模の縮小と時間短縮にて行う予定としております。

また、緊急対応として、3月3日から18日まで、保護者の対応が困難な場合など、児童館での子ども達の受け入れを行ってまいります。

そして、感染拡大と終息の見通しが立たない状況から、3月下旬実施予定でありました町主催の高校生タイ国研修事業、教育委員会主催の中学生アメリカ研修事業につきまして、参加者、保護者の皆さん、ご協力いただく企業などのご理解いただく中で、大変残念ではありますが中止とすることといたしました。

事態が終息し安全が確認できれば、来年度実施してまいりたいと考えております。

なお、この新型コロナウイルスに関しましては、教育交流を行っている中国上海市実験小学校の児童の皆さんに向け、町内3小学校の児童から励ましのメッセージを作成し、復旦大学を通じて送ることといたしました。子ども達の思いやりの気持ちが夏の交流にも生きてくるものと思われれます。

新型ウイルス流行の長期化が大変懸念されますが、1日も早く終息に向かうことを願うところでもあります。

さて、1月24日、坂城中学校3学年生徒25名が参加し、模擬議会が開催されました。中学生にも議会や行政に関心を持っていただくためにも大変有意義なものであります。

今年度は、生徒6名から「町民まつり」、「高齢者の交通対策」、「病児・病後児保育」、「不法投棄防止」、「ばら祭り」、「防災対策」について総合学習を踏まえた中からの提案・質問があり、私をはじめ、教育長、担当課長からお答えいたしました。

後日、参加した生徒から「毎日見るニュースや町からのお知らせの見方が変わり、これまで以上に役場の仕事が身近に感じられるようになりました。」など、多くの感想が寄せられたところでもあります。今後も、自ら学び、体験を通して成長し、未来の坂城町を担うことを期待するところでございます。

さて、国道18号バイパス坂城町区間ですが、昨年1月から、工事用道路及び側道の整備など、工事が網掛地籍でスタートいたしました。現在、坂城町区間の盛り土用の土砂の運び入れ等の施工協議を行っているところとお聞きしております。

町といたしましても、事業促進に向けて国等への要望活動を積極的に行い、一日も早い完成を目指してまいります。

また、県道坂城インター線整備事業でございますが、現在、しなの鉄道に架かる跨線橋の橋台設置工事及び国道側の道路築造工を進めております。工事にあたりまして、地域の皆様はじめ、関係する皆様のご協力をお願いいたします。

次に、移動系防災行政無線整備工事につきましては、現在、役場庁舎へのアンテナ設置工事が

終了し、今後、統制局及び基地局の機器等を設置してまいります。また、小・中学校等の中核避難所、災害発生時に応急避難所となる各区の公民館等に移動局端末を設置し、併せて操作方法等の説明を行ってまいります。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカの景気は、個人消費が底堅く推移し、10～12月期の実質GDPが前期比年率プラス2.1%と、横ばいの伸びになっています。

ヨーロッパにおいては、10～12月期の実質GDPは前期比年率プラス0.4%と、7～9月期の同プラス1.1%から大きく減速し、先行きに不安を感じる場所です。

また、中国においては、10～12月期の実質GDP成長率が前年同期比プラス6%と前期から横ばいですが、新型肺炎の感染拡大による工場の操業停止や個人消費の減少で景気の下振れリスクを抱えており、引き続き注視していく必要があると考えております。

次に、国内の状況であります。内閣府による2月の「月例経済報告」では、「景気は、輸出が弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、通商問題を巡る動向等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要がある。」としております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が2月に発表した「金融経済動向」によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産は、弱めの動きが続いている。雇用・所得は、労働需給が引き締まった状態が続いているものの、改善の動きが鈍化している。」とし、「総論として長野県経済は、幾分ペースを鈍化させつつも、緩やかに拡大している。」としております。

当町におきましては、1月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は、3カ月前との比較でプラスとした企業は5社、マイナス9社、変わらない5社で、売り上げについてもマイナス回答の企業がふえ、厳しい局面への移行が伺われます。

また、雇用については、10～12月の実績が総計でプラス29人と、前回調査のマイナス34人から増加し、本年4月の雇用予定は、全ての企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体では96人の増員予定となっております。

新型肺炎の終息がいまだに見えず、世界経済の先行き、町内企業への影響など懸念されますが、いずれにしましても、当町の企業や経済が持続的に成長していくことを願うところでございます。

次に、令和2年度の一般会計当初予算（案）について申し上げます。

予算編成に当たっては、令和2年度が計画期間の最終年度となる「坂城町第5次長期総合計画後期基本計画」に基づく「自律と協働のまちづくり」を町政運営の基軸に据えるとともに、「坂

城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った事業と、将来を見据えた長期総合計画などの各種計画策定に向けた当初予算編成を行ったところであります。

予算の総額は、子育て支援、ものづくり、安心安全な地域づくりや、継続的・計画的に進めている基盤整備や橋梁の長寿命化等で63億9千万円とし、令和元年度が骨格予算編成でありましたことから、前年度対比プラス12.5%、7億1千万円の大幅な増額となっております。

まず、歳入といたしまして、町の財政の根幹を担う町税については、個人町民税については、堅調に推移していることから、前年度に対し2,500万円の増を見込んだところですが、法人町民税は税制改正による法人税割の税率引き下げの影響や町内企業の業績などを勘案する中で、2億3,500万円の減を見込み、町民税で10億6,300万円を計上いたしました。

また、固定資産税につきましては、地価の下落はあるものの、家屋の新增築分などを見込み12億7,700万円とし、町税全体では、前年度対比マイナス6.9%、約1億8,700万円の減額となる25億2,018万8千円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、国の総額が1兆6,882億円と前年度対比2.5%の増となっていること、幼児教育・保育の無償化などによる交付税の増額が見込めることから、5千万円の増額となる7億7千万円を計上いたしました。

普通交付税の振り替え分となる臨時財政対策債につきましては、国の地方財政対策においてマイナス3.6%と減額の見込みとなっていることから、1千万円の減額となる1億7千万円を計上いたしました。

また、分担金及び負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化導入に伴い、保育負担金が減額となり1億5,287万7千円、国庫支出金につきましては、A01号線や橋梁修繕事業などの社会資本整備交付金の増額などにより5億7,447万5千円、ふるさと寄附金につきましては、前年度の実績を踏まえ、8千万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、長野広域連合のごみ処理施設建設負担金の財源として広域行政基金からの繰り入れや、ふるさとまちづくり基金、文教施設整備基金、財政調整基金などからの繰入金などで、全体で6億3,489万4千円、町債につきましては、公共事業等債や緊急防災・減災事業債など総額で3億6,720万円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、道路改良や橋梁修繕事業など投資的経費につきましては5億4,588万7千円といたし、義務的経費につきましては、人件費が13億7,418万7千円、障がい者の方への福祉サービス給付費や児童手当、福祉医療費などの扶助費は6億8,528万9千円を計上いたしました。

続いて、令和2年度の主要施策について申し上げます。

スマートタウン構想事業の新たな取り組みとして、昨年台風19号の課題を踏まえ、災害時に地域の避難所となる小学校に自立分散型エネルギー施設を設置し、平時のCO₂削減による地

球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて実現できるよう整備を進めてまいります。

来年度は、村上小学校に蓄電池設備を設置し避難所としての機能を高める計画としており、必要な経費を予算に計上いたしました。

ワイン文化推進事業につきましては、坂城産ワインの振興とワイン文化の醸成を図るため、昨年好評でありました「坂城駅前葡萄酒祭」や銀座NAGANOでのプロモーション活動、ワインセミナーなどの取り組みを引き続き進めてまいります。

続きまして、令和2年度は、数多くの重要な計画策定に取り組んでまいります。

令和3年度から10年間の町政運営の最上位計画である「第6次長期総合計画」や「国土利用計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「公共施設の個別施設計画」、「障害者計画」などの策定に要する経費を計上いたしました。

総合計画に関しましては、今年度から作業に取り組んでおり、現在の第5次計画の事業検証と町民へのアンケート調査を実施しています。来年度は、これらの検証結果も踏まえる中で計画の素案づくりを行い、審議会等にお示ししながらご意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

また、次期総合計画につきましては、SDGs（持続可能な開発目標）の内容を踏まえる中で、まちづくりの各施策に反映する形としてまいりたいと考えております。

総合戦略につきましては、検証委員の皆様は毎年検証を行っていただいております。その結果も踏まえ、将来にわたって活力ある地域社会の実現に向けて計画策定を進めてまいります。

次に、公共施設等の管理につきましては、現在、議会や有識者の皆さんにご参画いただいて、「公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設グランドデザインの策定作業を進めております。

令和2年度におきましては、個々の施設整備の具体的な方針として、公共施設の個別施設計画、公営住宅、学校施設の長寿命化計画などを策定してまいります。

そして、障がい者福祉施策の基本となる10カ年計画の第2期障害者計画及び、サービスの見込量や確保策等を定めた3カ年計画の第5期障害福祉計画並びに第1期障害児福祉計画が、いずれも令和2年度で計画期間が満了となります。障がいのある皆さんが安心して暮らせるまちづくりに向け、次期計画の策定を進めてまいります。

さて、信州さかきふるさと寄附金につきましては、全国の皆様から町の特産品に魅力を感じていただき、大変ご好評いただいております。今年度は一つの節目である1億円を超えるご寄附をいただいたところであり、1月末時点の状況は、前年同月比で、件数ではプラス68.4%の6,092件、寄附金額ではプラス86.7%の1億4,590万9千円となっております。

今後につきましても、ふるさと寄附金を通じ、さらに町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、町をPRしてまいりたいと考えております。

国際交流事業につきましては、昨年、ポーランドワルシャワ日本語学校との交流を通じて、ポーランドの自治体「ツェレスティヌフ郡」の首長さんと国際交流協会の会長さんから交流のお誘い

をいただいております、昨年暮れには、改めて現地訪問についてご案内をいただきました。

ポーランドにおける「郡」は、日本の「町」に相当する自治体の単位であり、ツェレスティヌフ郡は人口1万2千人ほどの自然豊かで、また国を代表する物理学研究所があるなど、自然と技術が融合した当町との共通点がございます。また、日本の人道支援を記念した小学校が開校し、多くの子ども達が日本語を学ぶなど、特に親日的な土地柄とお聞きしているところであります。

2度にわたるお誘いをいただく中、来年度、議会と町国際交流協会の皆さんと共にツェレスティヌフを訪問し、先方の首長さんや国際交流協会の皆さんと交流のあり方などについて協議する中で、フレンドシップ協定のような緩やかな形での交流がスタートできればと考えております。

さて、本年10月31日から11月1日に、第27回全国山城サミット上田・坂城大会が開催されます。

サミットには全国の山城を有する約160の自治体の文化財担当者をはじめ、研究者、住民が一堂に会し、山城の保護活用について討議され、全国に情報発信されるもので、県内では初めての開催となります。

サミットを契機に葛尾城跡への登山者の増加も見込まれることから、既存トイレを多目的広場駐車場へ移設更新を行うこととし、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

次に、子育て支援・福祉分野についてでございます。

今年度は、国において3歳以上の子どもの幼児教育・保育の無償化が開始されたところですが、このたび坂城幼稚園から「子ども・子育て支援新制度」に基づく「施設給付型幼稚園」へ移行の申し出がありました。

町内にある唯一の幼稚園として、安定的・継続的運営が図られるよう必要な支援を行ってまいります。

また、子育てに関し、ご自身のスマートフォンなどから、町が提供する育児情報や乳幼児健診の案内などを手軽に受けとれる「子育て支援アプリ」を新たに導入し、子育て世代への一層の支援を図ってまいります。現在、4月からの運用開始を目指し、鋭意調整を進めているところであります。

さて、社会福祉協議会につきましては、町とともに地域福祉を推進する車の両輪として、町からの委託事業のほか、様々な独自事業を展開する中で、町民福祉の向上に努めていただいております。また、サービスの提供体制が脆弱であった介護保険制度創設当時から、介護保険サービスを円滑に提供できるよう、在宅の方を対象とした居宅介護事業所としての事業も行っており、社会福祉協議会は長らくこの介護保険の事業収入を支えとして運営をしてまいりました。

しかしながら、近年、介護ニーズやサービス提供基盤の変化などで収益が減少し、余裕資金となる繰越金や積立金も減少している状況であります。こうした状況に鑑み、新年度予算において社協への補助金の増額及び新規事業委託の経費を計上し、社協の運営を支えつつ経営の改善に向

けての取り組みも進めてまいりたいと考えております。

少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中、より細やかな福祉ニーズへの対応を図るためにも、社協との一層の連携、協力を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、平成30年度より県が財政運営の責任主体となり、市町村では、県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みへと制度が改正されました。

先般、令和2年度の納付金額が提示され、町では、昨年10月の消費税率の引き上げなど加入者の皆様の負担を考慮し、町独自の激変緩和を講じる中で最小限のご負担をお願いすることとして、国民健康保険運営協議会にお諮りし、お認めいただいたことから、今議会に条例の改正をお願いするところであります。

続きまして、産業振興分野でございます。

新工業団地の整備につきましては、農地法に基づく、農業振興地域からの除外申請準備を進めてまいりました。最終段階では、地権者の皆様の同意などが必要となりますので、地元説明会を開催し、事業の進捗状況、今後の事業計画などをご説明し、手続を進めてまいります。

また、この新工業団地整備と同時に進めておりますA09号線の道路改良事業は、令和2年度で、詳細測量、用地買収までを進めていく予定としており、必要な予算を計上いたしました。

次に、3年ぶりとなる「さかきモノづくり展」を実施主体のさかきテクノセンターとともに計画し、10月上旬の2日間の開催に向け、準備を進めてまいります。

人材の確保、また、地域産業のさらなる発展と地域の活性化に向けて、町内企業が持つ高い技術力や強みなど「モノづくりのまち坂城」の魅力を町内外に広く発信し、次代を担う若者のUIターン就業の促進を図るなど、商工会やテクノハート坂城協同組合とも連携して支援してまいりたいと考えております。

さて、当町の基幹産業であります工業の歴史は、目覚ましい発展を遂げた昭和の時代をまとめた文献がございます。

時代が令和へ移行し、グローバル化が進展した「平成」という時代の町内産業の記録が必要と考えられ、工業関連を中心に商業や農業などの出来事をまとめる産業誌を作成する経費について予算計上をいたしました。

また、坂城町国際産業研究推進協議会では、来年度、フランスにヨーロッパの拠点があり販路拡大や高いサービスを続ける建機機械メーカーや、イタリアで射出成型を行う企業を取得した成形機メーカーなど、町内から進出している企業の海外視察研修を計画しております。

併せて、イギリスの離別により揺れ動くEUの経済・産業状況なども視察し、今後の企業運営や販路拡大、海外進出などに活かすために実施されることから、町、議会からも参加に必要な予算を計上いたしました。

また、松くい虫防除対策につきましては、健康に対する配慮など地域住民や関係者の皆様との情報交換などリスクコミュニケーションの強化に努める中で、空中散布及び無人ヘリ散布も含め、伐倒駆除、樹幹注入、植樹など、総合的な防除対策を、次年度も引き続き、長野県のご指導をいただきながら講じてまいります。

地域住民が主体となって設置する有害獣対策の侵入防止柵につきましては、本年度網掛地区で約千メートルの設置が完了し、次年度完成に向け進めてまいります。事業の計画、実施にご理解・ご尽力をいただきます地域の関係者の皆様に感謝申し上げます。

村上地区が完成した後は、未設置の地区への設置に向け、事業の効果等を地元で説明して設置推進を図り、有害獣による被害を減少させたいと考えております。

続きまして、循環型社会と安全な生活環境についてでございます。

リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進するため、新年度から、現在実施している布類の収集範囲を拡大し、古着についても収集を開始いたします。

この古着につきましては、必要としている国に輸出されるほか、国内で衣類として再利用されます。収集に出せる古着等、詳細は広報さかきやホームページ等でお知らせしてまいります。

また、南条金井地区を担当している消防団第2分団の詰所につきましては、建設から38年が経過し、老朽化が進んでいることから建替えを行い、併せて「ホース乾燥塔」を整備してまいります。

また、第1分団の軽積載車が導入から19年経つことから、安全面等に考慮し、軽トラックタイプから、室内に乗車できるデッキバンタイプの車両に更新する予算を計上いたしました。

続きまして、生活基盤の向上のための施策について申し上げます。

町道A01号線道路改良事業酒玉工区の若草橋の架替え工事につきましては、長期間の通行制限等により、地域の皆様はじめ、関係する皆様にご不便・ご迷惑をお掛けしたところでありますが、擦り付け舗装工事完了後、この4月から橋梁の供用開始を予定しております。引き続き、若草橋周辺の酒玉工区の道路改良工事を進めてまいります。

橋梁の修繕工事につきましては、町の橋梁長寿命化修繕計画に基づき、昭和橋、鼠橋の修繕工事を引き続き実施してまいります。

両工事とも長期間にわたり通行規制をすることとなり、皆様にご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、国道18号から役場に入る手前の64号橋につきましては、本年度から工事に着手し、令和2年度に改良工事を実施する予定であります。

また、公共下水道事業につきましては、国道事務所のご協力をいただく中で、南条地区国道18号の舗装復旧、舗装修繕工事が完了いたしました。引き続き住居地域の事業完了を目指し、南条の新地、鼠地区の管渠工事を進めてまいります。

以上、令和2年度の主要施策について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件1件、条例の一部改正9件、令和2年度の一般会計予算及び特別会計予算4件の計15件でございます。よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（西沢さん） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

また、株式会社まちづくり坂城から、第18期経営状況報告書が提出されております。

また、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。

所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

議長（西沢さん） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

本年6月30日をもちまして、3年間の任務が満了となります田原茂樹氏に、人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するに当たって、議会の意見を求めるものがあります。

人格、識見ともにすぐれ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方でございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時36分～再開 午前10時46分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

議長（西沢さん） 日程第6「議案第3号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」

から日程第19「議案第16号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの14件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長(西沢さん) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) それでは、議案第3号から第16号まで説明申し上げます。

議案第3号「坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、税制改正により、森林づくりを目的とする「森林環境税」が創設され、各市町村に「森林環境譲与税」として交付されることに伴い、本条例の一部を改正し、「坂城町森林づくり基金」を設置するものであります。

この森林環境譲与税は、森林整備や森林の整備を担う人材の育成、森林の有する公益的機能に関する普及啓発及び木材の利用促進など、森林づくりのために活用することとされております。

この譲与税は、今年度から毎年交付され、使途が明確に定められておりますので、森林づくりを目的とする基金を設置し、事業の円滑な運用を図るものであります。

続きまして、議案第4号「坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」、大変長い名前なんですが、通称「デジタル手続法」の施行により、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等が改正されたことに伴い、当町の条例においても所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、本条例中に引用しております、法律の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されたこと及び同法第3条が第6条に繰り下げられたことにより、それぞれこれを改めるものであります。

次に、議案第5号「坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、先に上程いたしました条例案と同じく、通称「デジタル手続法」の施行により、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」をはじめ、「住民基本台帳法」「番号利用法」等、種々の法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、先の条例案と同じく、法律の題名が改正されたことに伴う及びこれまで住民基本台帳法上に明確に規定されていなかった「住民票の除票」と「戸籍の附票の除票」につきまして、同法の改正によりこれらが明確に規定されたことに伴い、本条例中におきましても、この写しの交付手数料について規定するものであります。

なお、交付手数料につきましては、これまでも「住民票の除票」、「戸籍の附票の除票」の写しは、改正前の住民基本台帳法の規定に従い、それぞれ「住民票」、「戸籍の附票」の写しとして扱われ、既に交付されてきておりますので、この手数料と同額と規定したものでございます。

議案第6号「坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令が改正されたことに伴い、坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、町が貸し付けを行った災害援護資金に係る償還金の支払い猶予や免除等を判断するために、貸し付けを受けた者等に報告を求め、官公署に資料の提供等を求めることができる旨を規定するとともに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための機関の設置について規定するものでございます。

続きまして、議案第7号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案の改正内容は、2点ございます。

1点目は、先に上程いたしました「坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案」におきまして、新たに設けることとしました、災害弔慰金等の支給に関して審査する「災害弔慰金等支給審査委員会」の委員につきまして、この報酬を定めるものでございます。

第2点目は、地方公務員法の改正により、地方公務員の「特別職の非常勤職員」の任用根拠に関する規定が改められ、同法を根拠とする特別職の非常勤職員の任用が限定されるものとなったことに伴うものでございます。

この法改正により、これまで特別職の非常勤職員として任用してまいりました「公民館長」「児童館長」「図書館長」や「行政協力員」「ひとり暮らし老人訪問員」などの職につきましては、本年4月1日以降、引き続き「特別職の非常勤職員」として任用することができなくなったことにより、本条例中において規定しておりました同職の報酬の額につきまして、これを削除するものでございます。

続きまして、議案第8号「坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

今回の改正では、同事業に従事する支援員の基準について、研修終了者に研修修了見込者を含める、支援員の認定資格研修受講に係る経過措置が令和2年3月31日に終了するにあたり、この「研修修了者」について、当町の必要な人員体制を確保するため、放課後児童健全育成事業に

従事し、速やかに当該研修を受け、これを修了することを予定している者を含むとする、町基準条例の改正を行うものであります。

次に、議案第9号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税率及び刑事施設の被収容者の国民健康保険税の減免について、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

国民健康保険については、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、県が算定した納付金を納める仕組みへと制度が改正され、その納付金額を賄うため税率を改正するもので、2月6日に開催した国民健康保険運営協議会においてご審議を賜り、答申いただいたものであります。

医療給付費分の税率については、所得割6.4%を6.5%に、資産割12%を8%に改めるものであります。

後期高齢者支援金分の税率は、所得割2.1%を2.3%に、資産割2.5%を1.7%に、均等割・平等割それぞれ7,400円を8千円に改めるものであります。

介護納付金分の税率は、所得割2.1%を2.4%に、資産割2.2%を1.5%に、均等割・平等割それぞれ6,800円を7,700円に改めるものであります。

また、刑事施設の被収容者の国民健康保険税の減免申請について、納期限の7日前までに限らず受け付け、減免するものであります。

議案第10号「町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、公営住宅法及び民法の一部が改正されたことに伴い、町営住宅等管理条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、認知症等による収入申告が困難な者について、町が収入を把握し、法定の規定に基づき、家賃を定めることができる条文を追加するものであります。

また、入居者の債務不履行の場合には、敷金をもって債務弁済に充てることを可能とする改正、あわせて町営住宅及び共同施設の修繕に要する町の負担範囲を明らかにするものであります。

議案第11号「坂城町公民館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、先に上程いたしました「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」の改正案と趣旨を同じくするもので、地方公務員法の改正により、本年4月1日以降、特別職の非常勤職員から、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」としての任用に移行いたします「公民館長」の任期の規定に関するものであります。

会計年度任用職員の原則的な任期は1会計年度、すなわち4月から翌年3月までの1年間に限られることから、これまで任期を2年と定めておりました公民館長につきましては、この任期を「年度末まで」とする必要があるため、委嘱による副館長と併せ「任用又は委嘱された年度の末日ま

で」と定めるものでございます。

続きまして、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、町政運営の基軸を「坂城町第5次長期総合計画」に据えつつ、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った事業や安心・子育て・福祉・ものづくりの分野に重点を置き、安心して災害に強い地域づくり、人口減少の抑制及び定住人口の増加、子育て支援などの施策展開と、将来を見据えた長期総合計画ほか各種計画策定に向けた予算編成を心がけてまいりました。

歳入歳出予算の総額は63億9千万円で、令和元年度当初予算が骨格予算編成であったことから、前年度との比較ではプラス12.5%、7億1千万円の大幅な増加となっております。

歳入につきましては、自主財源の根幹である町税収入のうち町民税について、個人町民税は堅調な推移を続けていることから前年度対比プラス3.6%、2,500万円の増額、法人町民税は税率改正などの影響や町内企業の業績を勘案する中で、マイナス41.2%、2億3,500万円の減額、固定資産税につきましては、家屋の新增築分など増加を見込みプラス1.2%、1,500万円の増額とし、町税全体ではマイナス6.9%、約1億8,700万円の減額となる25億2,018万8千円を計上しております。

また、法人町民税法人税割の減収分の補填措置として、新たに県より市町村に法人事業税交付金が交付される制度が創設され5,700万円を計上しております。

地方交付税につきましては、国の総額が前年度対比2.5%の増となっており、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担や、会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当に係る経費分が、基準財政需要額へ算入されることから、前年度対比プラス6.9%、5千万円の増額となる7億7千万円を計上いたしました。

また、普通交付税の振替措置として発行される臨時財政対策債につきましては、国の発行総額がマイナス3.6%となるため、1千万円の減額を見込み、地方交付税と合わせた実質では9億4千万円を計上したところであります。

分担金及び負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化の導入に伴い、3歳児から5歳児の保育負担金が減額となっていることから、前年度対比マイナス16.5%、約2,100万円の減額となる1億528万7千円を計上しております。

国庫支出金につきましては、A01号線や橋梁修繕事業などの社会資本整備総合交付金や、村上小学校蓄電池設置事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業の増額などにより、前年度対比プラス51.1%、1億9,400万円の増額となる5億7,447万5千円を計上いたしました。

寄附金は、ふるさと納税の令和元年度実績等を踏まえ、2,500万円の増額、また繰入金は長野広域連合へのごみ処理施設建設に係る広域行政事業基金からの繰入金や、ふるさとまちづくり基金、文教施設整備基金、減債基金、財政調整基金からの繰入金など、全体で6億3,

489万4千円を計上したところでございます。

町債につきましては、道路改良事業などの公共事業等債や、消防団の拠点施設整備事業などに係る緊急防災・減災事業債などの増額により、総額で3億6,720万円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、前年度は骨格予算編成のため、経常的経費や継続事業を中心としたことから、投資的経費は前年度との比較では約4億8,300万円の大幅な増額で、総額は5億4,588万7千円となっております。

継続事業であります町道A01号線道路改良事業や昭和橋、鼠橋等の橋梁修繕事業などに加え、新たに新工業団地の基幹道路となる町道A09号線道路改良事業などの基盤整備に取り組んでまいります。

また、消防団拠点施設整備といたしまして、消防第2分団詰所の建て替えと合わせて、ホース乾燥塔の整備や、文化センター体育館の耐震改修工事に向けた設計業務、鉄の展示館空調設備の更新、南条小学校プールシートの改修工事などに係る予算を計上いたしました。

義務的経費につきましては、障がい者へのサービス給付費や児童手当、福祉医療などの扶助費については0.4%の増で6億8,528万9千円、人件費は会計年度任用職員制度の導入に伴い13.4%の増で13億7,418万7千円、公債費は利息の減少などにより、4.1%の減で6億2,804万6千円となっております。

次に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業展開といたしましては、重点プロジェクトである「坂城スマートタウン」構想推進事業では、家庭での太陽光発電システムや蓄電池システム設置への助成を継続するとともに、安心かつ災害に強い地域づくりに向け、新たにスマートエネルギー導入事業として、村上小学校に蓄電池を設置し、災害等による電力の供給が停止となった場合においても、安定的な電力の確保と、再生可能エネルギーの効率的な活用を推進してまいります。

「さかきワイン文化推進事業」では、昨年好評であった、坂城駅前葡萄酒祭やワインセミナーなどのイベントを引き続き開催し、坂城産ワインの魅力を発信してまいります。

「総合戦略」に関しましては、人口減少という町の根幹に関わる課題を克服するための様々な事業展開を図っているところであります。人口減少の抑制と定住人口の増加、安定した雇用の確保、就業機会の拡大などを図るため、令和2年度におきましても引き続き取り組みを進めてまいります。

また、子育て支援として、子ども・子育て支援新制度の実施により、3歳児から5歳児の保育料の無償化や新制度の施設型給付を受ける幼稚園に対する財政支援の実施など、子どもを産み育てやすい環境整備を進めてまいります。

さらに、子ども達のICT教育を推進するため、計画的に小中学校へタブレットの端末を導入するために予算を計上いたしました。

また、産業面では、当町の基幹産業である工業振興を図るため、新たな工業団地や町道A09号線の整備に向け、農振除外申請などの手続、道路用地の確保を進めてまいります。また、3年ぶりに開催される「さかきものづくり展」への補助金や、昭和から平成へと時代が変わり、町内企業などのグローバル化が進んだ平成の時代の産業誌の作成に係る予算も計上いたしました。

議会の会議録作成などを目的として設置しております、議場内録音・音響設備の老朽化が進んでおりますことから、設備更新のための予算を計上いたしました。

また、福祉分野では、新たに骨髄バンクドナー助成事業といたしまして、骨髄及び末梢血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、ドナーなどに対して、骨髄等の提供に必要な入院や通院費用などに対する助成や、小児がん等の治療のため造血幹細胞移植を行ったことにより、定期予防接種の免疫が喪失された児童に対し、予防接種の再接種に係る費用を助成するために予算を計上いたしました。

また、各種健康診査やがん検診、定期予防接種に加え、中学生以下の児童に対するインフルエンザの予防接種費用の助成を引き続き行い、病気の感染予防を図るなど健康づくりを推進するとともに、障がい者をはじめとした福祉サービスや地域医療、介護保険など身近な課題への的確な対応に努め、町民の皆様が安心して生き生きと暮らせるまちづくりに努めてまいります。

また、町とともに地域福祉の推進を担う社会福祉協議会につきましては、介護保険事業における収益の減少など近年の財務状況等に照らし、新年度において補助金を増額し、財政基盤の安定を図るとともに、ますます多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するため、一層の連携、協力を図ってまいります。

次に、令和2年度においては数多くの重要な計画策定に取り組んでまいります。

令和3年度から10年間の町政運営の基本構想となる「第6次長期総合計画」や「国土利用計画」、あるいは「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「障害者計画」など多くの計画を策定してまいりますので、必要な経費について予算計上いたしました。

また、公共施設等の維持管理等につきましては、平成28年度に策定しました「坂城町公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公共施設等の更新や修繕など具体的な方針として公共施設、公営住宅、学校施設など、それぞれにおいて、「個別施設計画」の策定に取り組んでまいります。

以上、令和2年度一般会計当初予算の概要についてお話しいたしましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

続きまして、議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村では県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みへと制度が改正されたところであります。

本予算案は、保険税収入を主な原資として県へ納める事業費納付金及び、県からの交付金を原資に支払う医療費に対する保険給付費等を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,929万8千円とするもので、前年対比9,241万9千円、6%の減でございます。

歳入の主な内容は、国民健康保険税2億8,844万円、県支出金10億6,235万8千円、繰入金8,620万5千円。

次に、歳出の主な内容は、保険給付費10億4,360万円、国保事業費納付金3億6,330万3千円などでございます。

続きまして、議案第14号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、居住地域につきましては、令和2年度の完成を目途として進めております。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,186万6千円で、前年対比2億7,225万円、31.7%増であります。

歳入の主な内容でございますが、事業の建設費に充てる下水道受益者負担金7,760万円、下水道使用料1億5,710万円、管渠工事に係る国庫補助金1億6千万円、一般会計からの繰入金3億円、町公共下水道及び千曲川流域下水道事業に係る下水道事業債4億1,690万円。

次に、歳出の主な内容でございますが、下水道全般に係る一般管理費1,849万円、下水道の維持管理に係る施設管理費1億233万円、公共下水道の整備事業費5億8,264万5千円、流域下水道の整備事業費4,810万円、事業の元利償還に係る公債費3億7,980万円などでございます。

次に、議案第15号「令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度に当たり、本予算案は、事業計画及び給付状況の推移を勘案し予算を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,709万1千円で、前年対比642万5千円、0.4%の減であります。

歳入の主な内容でございますが、介護保険料3億1,410万円、国庫支出金3億4,028万3千円、支払基金交付金3億8,772万7千円。

次に、歳出の主な内容でございますが、保険給付費13億8,700万円、地域支援事業費7,133万1千円などでございます。

最後に、議案第16号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定程度の障がいがある65歳から74歳までの

希望者が加入する医療保険制度であります。

市町村では、被保険者の皆様から保険料を徴収し、制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,972万6千円で、前年対比1,328万6千円、6.1%の増でございます。

歳入の主な内容でございますが、後期高齢者医療保険料1億8,649万4千円、繰入金4,310万6千円。

次に、歳出の主な内容でございますが、総務費116万3千円、後期高齢者医療広域連合納付金2億2,844万1千円などがございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 続いて、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長（長崎さん） 令和2年度坂城町一般会計予算につきまして、最初に歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから5ページ、飛びまして9ページの第2表と、附属の「当初予算資料」1ページから2ページの内訳表により款別にてご説明を申し上げます。

まず予算書、第1表の2ページでございます。

最初の款1の町税についてでございます。

まず、町民税につきましては、前年度の実績などを勘案し、個人町民税につきましては、前年度対比で3.6%の増、法人町民税につきましては、税制改正による法人税割の引き下げの影響や、町内企業の業績などを勘案する中で、マイナス41.2%の減、町民税全体ではマイナス16.5%、2億1千万円の大幅な減額を見込んだところでございます。

固定資産税につきましては、家屋の新增築分の増加を見込み、前年度対比1.2%の増を、また前年度実績を考慮し、軽自動車税では6%の増、町たばこ税は4.5%の増を見込み、町税全体では25億2,018万8千円で、元年度と比較いたしましてマイナス6.9%、約1億8,700万円の減額となっております。

続きまして、款2の地方譲与税でございます。地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税に加え、元年度創設されました森林環境譲与税を合わせた地方譲与税全体で、前年度対比7.4%、410万円の増額で、5,960万円を計上いたしております。

次に、款3の利子割交付金は、前年度対比マイナス5.6%の減、款4の配当割交付金はマイナス3.0%の減、款5の株式等譲渡所得割交付金はマイナス11.7%の減としておりますが、いずれも元年度の金融状況や県における交付見込額を踏まえての計上でございます。

款6の法人事業税交付金につきましては、法人町民税法人税割の減収分を補填する措置として、新たに県から市町村へ交付されるもので、700万円を計上しております。

款7の地方消費税交付金につきましては、元年度実績を考慮する中で1.8%増の2億8,500万円を計上しております。

続いて、3ページになります。

款8の環境性能割交付金は、昨年10月の消費税率の引き上げにあわせ、自動車を取得する際に、新たに自動車税環境性能割が創設され、その収入を県から市町村に交付されるもので、県などの交付見込額を踏まえ200万円を計上しております。

款9の地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除の減収などを補填するための交付金でございますが、元年度実績などを考慮する中で、前年度対比14.3%の増、800万円の計上となっております。

続いて、款10の地方交付税でございます。国の総額は、約16兆5,880億円で、前年度対比2.5%増の見通しとなっております。新たに幼児教育・保育の無償化に係る地方負担などについて、普通交付税算定において、基準財政需要額に算入されることから、前年度対比6.9%、5千万円の増額を見込み、7億7千万円を計上しております。また、普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債につきましては、国の発行総額がマイナス3.6%となっていることから、1千万円の減額となる1億7千万を見込み、これを合わせた実質的な交付税額は9億4千万円という状況でございます。

次に、款11交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ、前年度と同額の200万円を計上しております。

款12の分担金及び負担金につきましては、保育に係る児童福祉費負担金や、長野広域連合からの葛尾組合管理運営費に対する負担金などが主なものであります。3歳児から5歳児の保育負担金が無償となったことから、前年度対比マイナス16.5%、約2,100万円の減額となる1億528万7千円となっております。

款13の使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍、住民基本台帳などの証明関係や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料などがございます。前年度の実績を考慮いたしまして、前年度対比0.9%の増、7,088万円といたしております。

続いて、款14の国庫支出金につきましては、主に障がい者の自立支援給付や児童手当などに係る民生費の負担金、道路改良や橋梁修繕事業などに係る土木費の補助金などがございます。道路改良や橋梁修繕事業の増加に加え、子ども・子育て支援新制度の実施に基づき、私立幼稚園への施設型給付事業に対する負担金や、スマートエネルギー設備設置事業に対する補助金などの増額により、全体では約1億9,400万円の増額となる5億7,447万5千円を計上いたしております。

次に、款15の県支出金につきましては、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などが主なものであります。前年度に実施いたしました国政選挙などにかかる委託金の減額により、全体では前年度対比マイナス9.3%、約3,400万円の減額となる3億3,207万4千円を計上いたしております。

続いて、4ページでございます。

款16財産収入につきましては、普通財産の貸付料や基金積立金利子、土地売却収入などで、前年度対比約930万円の増額となる1,885万7千円を計上しております。

款17の寄附金でございますが、ふるさと納税事業によるふるさと寄附金の実績を踏まえ、前年度に対し2,500万円の増額、約8千万円を見込んだところでございます。

次に、款18繰入金につきましては、主に財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金から事業に必要な財源について繰り入れをしております。長野広域連合へのごみ処理施設建設に係る広域行政事業基金やふるさとまちづくり基金、文教施設整備基金などからの繰り入れにより、繰入金全体では、前年度対比、約4億3,100万円の大幅な増額となる6億3,489万4千円を計上しております。なお、財政調整基金につきましては、2年度当初予算に3億3,700万円ほど繰り入れをいたす予定でありますが、繰り入れ後の基金残高につきましては19億1,900万円程度となる見込みでございます。

1つ飛びまして、款20の諸収入の内容につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なものであります。前年度対比マイナス0.1%の減で、4億7,914万4千円の計上となっております。

次に、款21の町債につきましては、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債1億1,690万円、消防団拠点施設整備事業などに係る緊急防災・減災事業債として6,480万円、臨時財政対策債1億7千万円などを見込みまして、町債全体では前年度対比で約1億8千万円の増額となる3億6,720万円を計上しております。なお、令和2年度末の町債残高につきましては63億1千万円ほどになる見込みであります。

最後に、自動車取得税交付金につきましては、税制改正により消費税率の引き上げに合わせ、自動車取得税が廃止されたことに伴い、交付金も廃止されたものでございます。

次に、9ページでございます。

第2表、地方債につきましては、款21の町債の内容に関するものでございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

以上、歳入予算の総額は63億9千万円で、前年度と比較いたしましてプラス12.5%、金額で7億1千万円の増額予算でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（柳澤君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

説明書28ページから31ページでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員と新たに導入される会計年度任用職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金等、また、次年度創立110周年を迎えます坂城高校記念事業への補助金を計上してございます。

会計年度任用職員制度に係る予算計上科目は、歳出全体にわたりますので、一般管理費にて説明させていただきます。

令和2年度から本制度が導入され、前年度までの節7賃金に計上されていた臨時職員の経費は、節1報酬、節2給料、節3職員手当等、節8旅費に計上してございます。また、賃金の節が削除されたことから旅費以降の節について1ずつ繰り上げた予算計上となっております。

続きまして、31ページ、職員研修事業では、人材育成事業の研修、接遇研修を行い住民サービスの向上に努めてまいります。また、職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

続きまして、32ページの目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、庁舎等で使用しているコピー機7台などの賃借料等でございます。

32ページから33ページにかけての目3財政管理費、財政一般経費のうち、印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては町全体の経費を計上しております。

会計管理者（青木君） 33ページ、目4会計管理費につきましては、節10需用費のうち消耗品につきましては役場全体で使用する事務用品の購入費用、印刷製本費につきましては決算書や封筒などの印刷費用、節11役務費につきましては公金収納並びに指定金融機関の八十二銀行派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に要する経費のほか、公共施設等、総合管理計画に基づく個別施設計画策定に係る経費を計上いたしました。

34ページからの目6企画費、企画政策推進経費につきましては、長野広域連合、上田地域広域連合の総務管理に係る経費のほか、町の人口減少の抑制と定住人口の増加を図るため、町に移住定住する方が新築住宅を取得する費用に対し支援する移住定住補助金や、移住希望者を対象に当町での生活を体験できる事業など、移住交流を促進する取り組みに要する経費を計上いたしました。また、高校生のタイ国研修に係る経費もこちらに計上いたしております。

続いて、35ページの温泉管理事業でございますが、温泉施設の維持補修工事経費、町民の入館の割引や障がい者割引、町消防団員割引に係る町負担金、びんぐし湯さん館施設整備等の基金積み立てが主なものでございます。

次に、総合計画等策定事業につきましては、令和3年度からの10年間を見据えた町の最上位

計画である第6次長期総合計画のほか、次期長期総合計画と始期を合わせるまち・ひと・しごと創生総合戦略などの計画策定に要する経費の計上でございます。

続きまして、36ページにかけてのまちづくり推進事業につきましては、行政協力員の謝礼と、広報等の配布などに係る行政事務委託の経費のほか、地域活動への支援の一つといたしまして全区を対象に地域での活動、行事等を行う際の万一に備える自治会活動保険に加入する経費を計上いたしました。また、各区や地域づくり団体と自主的な取り組みを支援する地域づくり活動支援事業補助金も計上いたしてございます。

このほか、信州さかきふるさと寄附金について、ふるさとまちづくり基金に積み立てを行います。

国際交流事業につきましては、諸外国との民間交流を進めている町国際交流協会への補助に加えまして、昨年来交流のお誘いをいただいておりますポーランドの自治体、ツェレスティヌフを訪問する経費などについて計上いたしております。

37ページにかけてのスマートタウン構想事業では、町のスマート化に向けた調査経費などのほか、住宅用太陽光発電システムや、家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備導入補助事業に要する経費を計上いたしております。

続いて、ふるさと納税事業につきましては、返礼品に要する経費や全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図る委託経費のほか、ふるさと納税に係る経費の計上でございます。

同じく37ページの目7広報公聴費、広報公聴一般経費につきましては、行政情報のシステムの運用管理に要する経費で、主なものはサーバー等インターネット関連機器の保守料とリース料、インターネットサービス等の使用料となっております。

続きまして、38ページにかけての広報発行事業につきましては、「広報さかき」発行に要する経費で、印刷製本費が主なものでございます。

電子自治体事業では、行政間の専用回線である市町村行政ネットワークLGWANに接続し、国、地方公共団体間での電子文書の交換、電子メール等を行うための経費を計上してございます。

次に、目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務、税業務などの基幹業務システム等に要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料等でございます。

総務課長（柳澤君） 続きまして、39ページの目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金など、また、庁舎設備の保守点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有しております車両全体の自賠責保険料等などでございます。

住民環境課長（山崎君） 39ページから40ページにかけての目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光灯等の消耗品、電気料、新設・修繕の工事請負費と更埴防犯協会連合会の負担

金、町防犯協会等への補助金でございます。

続いて、41ページにかけての目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報酬、新入学児童用ヘルメット等の消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託、自動車急発進防止装置取付補助金が主なものでございます。

同じく41ページ、目13消費生活費でございますが、廃油を活用した石けんづくりや消費生活展の開催等に係る経費、町消費者の会への補助金でございます。

企画政策課長（臼井君） 続いて、41ページ、目14男女共同参画推進費につきましては、関係団体への補助のほか、次期男女共同参画計画の策定に要する経費を計上いたしております。

収納対策推進幹（池上君） 続きまして、42ページから43ページ、項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構負担金等でございます。

同じく43ページから44ページ、目2賦課徴收费は、町税にかかわる申告書及び納税通知書等の印刷製本費、住民税申告書及び町税の納税通知書等の発送に係る通信運搬費、住民税、固定資産税等の課税に係る電算委託費と固定資産評価基礎資料整備に係る委託費等でございます。

住民環境課長（山崎君） 44ページ、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届出及び証明に係る用紙等の消耗品費、印刷製本費、戸籍住民基本台帳に係る電算委託、保守点検委託、システム使用料が主なものでございます。

カード関連事務交付金につきましては、マイナンバーカードの作成、発送業務等に係る地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

総務課長（柳澤君） 続きまして、45ページから46ページにかけての項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

企画政策課長（臼井君） 46ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費は、統計全般に係る経費の計上でございます。

47ページにかけての目2委託統計調査費につきましては、令和2年度に実施されます国勢調査をはじめといたしました5つの指定統計調査に要する経費を計上いたしております。

総務課長（柳澤君） 48ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

議長（西沢さん） 詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時48分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

引き続き詳細説明を求めます。

福祉健康課長（伊達君） 午前に引き続きまして、予算書48ページ、款3民生費から歳出の詳細

説明を申し上げます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、48ページから50ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費、福祉委員の報酬、福祉委員協議会への補助金、民生委員の活動費交付金などのほか、新たに生活困窮者等自立相談支援事業の委託経費500万円を計上してございます。社会福祉協議会補助事業では、社協が実施するヤングヒューマンネットワーク事業等の補助のほか、社協の運営状況等を考慮し、社会福祉協議会補助金を増額計上してございます。

国民健康保険特別会計操出金事業は、保険基盤安定操出金など、国保特別会計への操出金を計上してございます。

住民環境課長（山崎君） 50ページから51ページにかけての目2国民年金事務費でございますが、国民年金の資格取得、喪失申請や免除申請、住所変更、指名変更等の手続に係る事務経費で主なものは、新成人への啓発用品の配布、広報誌による啓発記事の掲載でございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、目3老人福祉費でございます。

51ページの老人福祉一般経費は、福祉バスのリース料や長野広域連合、更埴地域シルバー人材センターの負担金などでございます。老人福祉町単事業では高齢祝賀行事への補助、敬老祝い金などの経費のほか、式典、祝宴への出席者が減少している金婚式については、記念品をお送りする方式に改めてまいります。

52ページにかけての高齢者生活支援事業では、外出に車椅子を必要とする方などの医療機関等への送迎に関する外出支援サービスに係る経費を計上しております。介護保険特別会計操出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への操出金でございます。

後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、特別会計への操出金などでございます。

53ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

次に、目4、心身障がい者福祉費でございます。53ページの心身障がい者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等事業への補助金などを計上いたしました。重度障がい者介護慰労金支給事業では、重度障がい者を在宅で介護する方への慰労金を計上しております。

53ページから54ページにかけての福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい者施設などへの通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などでございます。

福祉医療給付事業では、福祉医療費給付全体に係る審査等委託費のほか、重度障がい者への福

社医療費、福祉医療受給者の医療費の窓口負担を軽減する福祉医療費サポート資金貸付金を計上いたしました。

55ページの自立支援給付一般事業費は、障がい者の法定の障がい福祉サービス給付に係る審査手数料と事務的な経費でございます。

介護訓練等給付事業費は、法定の障がい福祉サービスとして、居宅介護や生活介護などの介護給付、就労移行支援や就労継続支援などの訓練給付といったサービスを提供するための経費と、所得の低い方の施設入所における光熱水費などを助成する特定障がい者特別給付費などが主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がいの除去や軽減を図るために対象となる手術等を受けた場合の自己負担に係る医療費の給付を行う厚生医療、育成医療等の経費でございます。補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給、修理に係る経費を計上しております。

55ページから57ページにかけての地域生活支援事業費は、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するための相談員の委託のほか、訪問入浴サービスや成年後見支援センター事業、地域活動支援センター等の委託費、日常生活用具の支給などに要する経費でございます。

障害者計画等策定事業では、令和3年度からの第3期障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定に係る委託料等を計上いたしました。

企画政策課長（臼井君） 続いて、57ページからから58ページにかけての目5人権同和推進費でございます。人権同和推進一般経費につきましては、主なものは、節12では同和対策集会所の管理委託、節18では、人権擁護委員会負担金、そのほか、協議会等への補助金となっております。

次に、59ページにかけての目6隣保館運営費ですが、職員の人件費と隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費を計上してございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、59ページの目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、59ページから60ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料など、地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。住宅整備事業は、要介護認定3以上の高齢者及び重度障がい者が日常使用する居室、浴室、トイレなどを改修する経費の一部を補助するものでございます。

61ページの高齢者在宅生活支援事業は、要介護認定には至らないものの、在宅生活に支援が必要な高齢者へのヘルパーの派遣やミニデイの実施、高齢者に係る成年後見支援センターの運営に係る経費を計上しております。家族介護支援事業では、介護慰労金の支給をはじめ、訪問理美

容サービスの委託、おむつなどの介護用品購入費の補助などを計上しております。

61ページから62ページにかけての緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし老人訪問員の報酬やあんしん電話に係る委託料、水道メーターを活用した見守り事業に係る委託料や使用料、賃借料等を計上しております。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。

62ページの児童手当は、中学生までの子どもを養育している保護者等に支給する児童手当を計上しております。

子ども医療給付事業では、18歳までの入通院に係る医療費自己負担分の助成経費を、また、出産祝い金事業は、少子化対策の一環として、お子さんの生まれた親御さんに対し、町の商品券を支給するものでございます。

63ページにかけての障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費などを計上しております。

続きまして、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭のお子さんの小中学校への入学時と、中学・高校卒業時の激励祝い金などを、母子・父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭に係る福祉医療費でございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、63ページから65ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費をはじめ、3園分の賄い材料費、給食調理業務委託等、経常的経費でございます。節18負担金補助及び交付金につきましては、他市町村への広域入所にかかわる負担金が主なものでございます。

続きまして、65ページから69ページにかけましての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に関わる経費でございます。主なものは、需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などでございます。

69ページから70ページにかけての目8児童館運営費ですが、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的経費が主なものでございます。

続いて、71ページにかけまして、目9放課後児童館健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費が主なものでございます。

71ページから72ページにかけて、目10子育て支援センター事業費は、人件費をはじめ子育て支援センターの運営にかかわる経常的経費を計上しており、子育てに関する悩みなどに広く対応できるよう、臨床心理士や家庭児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、72ページ、項3災害救助費、目1災害救助費では、災害等による見舞金及び炊き出しに係る食糧費を計上しております。

保健センター所長（細田さん） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費

でございます。

73ページから74ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。

74ページの精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談の開催に係る経費を計上してございます。

次に、目2予防費でございますが、75ページにかけての予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金が主なものでございます。

結核関係一般経費では、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するための経費でございます。

76ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診及び不妊・不育症治療費の助成に係る経費や、妊産婦健診実施による医療機関へ支払う委託料等の経費、また支援が必要な産婦や乳児を対象に心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業に係る経費でございます。

予防接種事業は、法定の予防接種を実施するための経費や令和元年度から実施している子どものインフルエンザ予防接種費用の助成に係る経費、また、一定の年齢要件に該当する男性に対して行う風疹抗体検査と、検査結果が陰性の方への予防接種費用に係る経費等でございます。

また、新たに小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植による免疫の消失等で、定期予防接種ワクチンを任意で接種する再接種費用への助成金を節18負担金補助及び交付金に計上しております。

続きまして、目4健康増進事業でございますが、77ページの健康増進事業は、令和2年度末の年齢が19歳から39歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委託料が主なものでございます。

また、平成23年度からの健康づくり計画等の見直しのための策定委員報酬や計画書の印刷費用、新規事業として、骨髄等の適切な提供の普及を図ることを目的に、骨髄等を提供したドナー等への助成費用を節18負担金補助及び交付金に計上しております。

78ページの後期高齢者健康増進事業は、後期高齢者の健康診査や人間ドックの委託料が主なものでございます。

食育・健康づくり推進事業は、各年代に沿った食育や健康づくりのための教室を開催するための経費でございます。

目5保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（山崎君） 78ページから79ページにかけての目6環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費は、環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭雑排水浄化

槽汚泥の収集運搬及び処理の委託、自治区環境整備補助事業は、各自治区において毎年6月の環境保護月間にあわせ実施していただいている環境浄化事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は、シルバー人材センターへの不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託料、狂犬病予防事業は、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料、犬の登録台帳の管理に伴う負担金が主なものでございます。

80ページにかけての目8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費は、空き家対策に係る協議会委員の報酬、毎年実施しております主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託等でございます。

建設課長（宮下君） 目10合併処理浄化槽設置費は、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽設置に関わる事業補助金でございます。

住民環境課長（山崎君） 80ページから81ページにかけての項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費は、各世帯へ配付するごみ分別収集計画表の印刷、各自治区を通じてのごみ指定袋のあっせんに伴う自治区への手数料、町ごみ減量化推進委員会への補助が主なものでございます。

ごみ危険物収集所整備補助事業は、各区において可燃、不燃のごみ収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費は消耗品費で、可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理委託、長野広域連合負担金、葛尾組合負担金が主なものでございます。

資源物回収奨励事業は、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金でございます。ごみ減量化容器等設置補助事業は、個人が生ごみ処理機等を購入した際に、購入費の一部を補助するものでございます。

続きまして、82ページ、目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合の経常的負担金と、し尿投入量に応じた負担金でございます。

商工農林課長（大井君） 続きまして、82ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

82ページから83ページにかけての労政一般経費の主なものは、職員の人件費及び長野広域若者就職促進協議会により実施する合同就職説明会や、テクノハート協同組合への補助金でございます。

83ページの移住定住支援事業につきましては、定住促進委託としてテクノハート坂城協同組合に社会人交流会の委託料や、また町内企業が大学等に出向いて企業説明会を実施するための経費を計上いたしました。

勤労者福祉対策事業では、中小企業退職共済の掛金や一般財団法人更埴地域勤労者共済会への

補助金、また勤労者生活資金貸付預託金などを計上しております。

84ページの勤労者総合福祉センター管理一般経費は、同センターの施設管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に委託するための経費でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、84ページから85ページにかけての農業委員会一般経費は職員及び農業委員等の人件費並びに農業委員会の視察研修のための特別旅費が主なもので、85ページの農業者年金業務では、農業者年金の加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

目2農業総務費の農業総務一般経費は職員の人件費でございます。

87ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、節18負担金補助及び交付金において、営農条件の厳しい地域を支援する中山間地域直接支払事業や、若手農業者などを支援する農業次世代人材投資資金、ワイン用ぶどうの苗木などの購入補助をするワインぶどう産地化補助金、家賃や農業機械の購入等を助成する新規就農者支援補助金など、農業振興に係る各種補助金が主なものでございます。

87ページの地域営農推進事業では、農業支援センターへ貸し出し用の農機具保管庫等の管理委託料や、アグリサポート事業などを行うための補助金、また農産物直売所への補助金等を計上してございます。

続いて、需給調整推進対策事業では、米の生産調整を行うため、転作推進補助金などを計上いたしました。

農振地域整備促進事業では、農業振興地域の除外等を審議する協議会を開催した際の委員報酬、農地銀行活動促進事業は、ファミリー農園の農地借上料、88ページの農産物加工施設管理費では、施設の光熱水費が主なものでございます。

88ページのさかきブランド推進事業は、ねずこんのホームページの管理委託や、地域の資源を活用した新商品の開発を支援するさかきブランドづくり事業補助金などを計上しております。

さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ応援していただくための取り組みを行うものでございます。内容は、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金、ワイン文化推進のためのイベントや、セミナーの開催に対しての補助金交付などでございます。

89ページの有害鳥獣対策事業では、鳥獣被害対策実施隊や地域と猟友会が連携して実施する集落捕獲隊の報酬、罠の設置やとめ刺しなど、有害鳥獣の駆除に係る委託料、網掛地区の有害獣侵入防止柵の設置のための資材費、電気柵等の予防施設の設置への補助金などを計上いたしました。

続きまして、90ページにかけての目5農地費、農地一般経費の主なものは、節18負担金補助及び交付金に計上いたしました、六ヶ郷用水組合や埴科郡土地改良区への負担金、土地改良事

業の償還負担金などがございます。

農道等基盤整備町単事業は、農振地区内の受益面積5ヘクタール以上の農業用水の長寿命化を図るため、水利施設個別計画委託や農道等の設備維持に係る経費で、町単補助事業は、地域で実施する用水や農道等の整備に対する原材料費及び補助金を計上いたしました。

91ページにかけての多面的機能支払交付金事業は、農地、水路、農道等の維持や機能回復を図る活動を支援するため、交付金を計上してございます。

続いて、項2林業費でございますが、92ページにかけての目1林業総務費、林業総務一般経費の主なものは職員の人件費と森林環境譲与税を活用して町内の私有林の間伐推進を図るため、森林の所有者や地形、構図など、森林に関する各種情報のデータ化などの委託料でございます。

次に、目2林業振興費の松くい虫防除対策事業では、長野県防除実施基準に基づく安全性に十分配慮した空中散布及び無人ヘリ散布、伐倒駆除、樹幹注入、枯損木の処理、植樹などの防除対策を総合的、複合的に実施するための経費を計上してございます。

93ページにかけての町有林管理事業の主なものは林業委員10名の年報酬や作業報酬で、94ページの特用林産振興事業では、中之条の原木キノコの生産施設の光熱水費や、同施設を利用してキノコの生産をする、お〜い原木会への生産振興のための補助金を計上いたしました。

次に、目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道整備などに係る作業員の報酬や重機借り上げ、補修工事費が主なものでございます。

続いて、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費でございますが、94ページの商工総務一般経費は、職員の人件費及び中小企業能力開発学院やテクノセンターへの職員派遣の補助に加え、企業などが建物火災や自然災害等で被災した際の災害見舞金を計上いたしました。

目2商工振興費は、95ページにかけての商工振興一般経費で、中小企業の設備投資などに対する商工業振興補助金や商工会経営改善普及事業補助金及び商業店舗リフォーム補助金等を計上しております。

中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料の補給金や中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大や販路開拓を支援するため、坂城町出品者協会への出展補助金等を計上いたしました。

96ページの中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンターの管理業務の委託料や、けやき横丁に係る経費が主なものとなっております。

97ページにかけての目3観光費、観光一般経費では、観光パンフレット等の印刷製本、葛尾城や狐落城の遊歩道などの整備委託、観光推進団体への負担金等を計上しており、97ページの町民まつり事業は、町民まつりの実施に係る経費を計上しております。

98ページにかけての目4商工企画費の商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費や、バブル崩壊やインターネットの普及などにより、グローバル化が進展した平成の時代について、

工業を中心とした各産業や町の出来事などを記録するため、産業誌の原稿作成の委託料を計上いたしました。なお、産業誌の印刷製本は、令和3年度で実施を予定しております。

節18の負担金補助及び交付金では、町内の企業の振興を図る各種団体への補助や新製品の開発等を支援する、コトづくりイノベーション補助金、また、今後の企業活動の参考とするため、イギリスの離脱により、揺れ動くEUの経済産業状況やフランスにヨーロッパの拠点のある建機メーカーやイタリアの射出成型機を行う企業を取得した町内企業の視察研修を国際産業研究推進協議会が予定しており、参加するための負担金3名分などを計上しております。

98ページの工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街路樹の剪定など環境を整備する委託料を計上しております。

テクノセンター支援事業では、テクノセンターが行う連携支援、自立相談等の充実や研究事業など、各事業を実施するための補助及び試験機器の構成や3Dプリンターの賃借料などへの補助、3年ぶりに開催を予定しているさかきものづくり展への補助を計上いたしました。

100ページにかけての鉄の展示館管理一般経費は、鉄の展示館の管理に係る経常的な経費のほか、企画展等の開催に要する経費を計上しており、令和2年度に計画しております企画展などは、明智光秀が活躍した時代の日本刀と現代のクリエイターが描く武者絵展をはじめ、新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会、お守り刀展覧会を特別展として、また、企画展として、鉄の展示館が所蔵しております軍刀とサーベル展などを計画しております。

建設課長（宮下君） 100ページから101ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費等経常的経費が主な内容であります。

101ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費は、道路、橋梁の照明灯の電気料、町道の認定、廃止、改良に伴う道路台帳などの保守管理及び街路の植栽にかかわる委託経費、県が事業実施する坂城インター先線町道改築事業及び網掛地区の急傾斜地崩壊対策事業の負担金、町単補助事業につきましては、各区が実施する土木工事への補助事業でございます。

102ページ、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵、路面標示などの交通安全施設設置工事費等であります。

目2道路維持費は、町道の清掃、除草等にかかわる委託料、道路の維持補修にかかわる小規模工事費、道路補修の原材料費が主なものであります。

目3道路新設改良費、道路改良事業、A01号線につきましては、酒玉工区、金井工区の道路改良工事、金井工区の用地代建物補償等でございます。

103ページにかけての道路改良事業、A09号線については、道路改良にかかわる測量設計委託、用地代、建物補償費を計上いたしました。

道路新設改良一般事業は、A06号線の道路改良工事費でございます。

目4 橋梁新設改良費は、昭和橋、鼠橋の橋梁修繕工事費、64号橋にかかわる用地代及び施工管理業務委託改良工事費でございます。

104ページ、項3 河川費、目1 河川総務費は、河川愛護団体への補助金、目2 河川改良費は河川沈砂池のしゅんせつ工事、河畔林の整備工事費でございます。

105ページにかけての項4 住宅費、目1 住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に関わる維持管理経費、委託料は、公営住宅等長寿命化計画の策定委託等でございます。空き家活用事業は、坂城町空き家情報バンクの専用ホームページの保守委託、空き家バンクに登録されている空き家の片づけ、改修等に関わる費用の一部を補助する事業費でございます。

目3 住宅・建築物耐震改修事業費、住宅・建築物耐震改修事業は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事にかかわる補助金で、106ページ、住宅リフォーム補助事業は、住環境の向上に資するため、住宅リフォーム費用の一部を補助する事業費でございます。

項5 都市計画費、目1 都市計画総務費は、都市計画の事務事業にかかわる職員の人件費が主な内容でございます。

107ページ、目3 下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

目4 公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、主なものは指定管理者である株式会社坂城町振興公社への委託費、遊具等施設の保守点検業務委託、遊具修繕工事費などであります。

108ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理経費と都市緑化に関わる原材料費、そして、第15回ばら祭り実行委員会等への補助金が主なものであります。

109ページ、項6 高速交通対策費、目1 高速交通総務費ですが、12委託料は、坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託と循環バスの運行事業委託費、施設等改修工事は、テクノさかき駅前の舗装修繕、18負担金補助、交付金は、しなの鉄道の車両更新にかかわる負担金が主なものでございます。

110ページにかけての高速交通対策整備事業費は、湯水対策事業として設置した井戸ポンプの光熱水費が主なものであります。

項7 地籍調査費、目1 地籍調査事業費につきましては、四ツ屋、御所沢地区の地籍調査測量委託に関わる経費が主なものであります。

住民環境課長（山崎君） 続きまして、111ページの款9 消防費、項1 消防費、目1 常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

次に、112ページにかけての目2 非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、消防団員退職報償金、消耗品費では新入団員や補充用のはっぴ、活動服等の

購入、また町地域防災計画の見直しに着手いたしますが、その委託料、埴科消防協会負担金、分団運営補助金、消防団員出動交付金でございます。

続いて、113ページにかけての目3消防施設費は、消防施設、機械器具の整備、維持管理、防災等に係る経費で、主なものは防火水槽改修に係る工事請負費、老朽化が進んでいる第2分団詰所の建て替えに係る設計管理委託及び工事請負費、さかきまちすぐメールの配信システム使用料、消防用ホース、軽積載車、非常用備蓄資機材等の購入、上田水道管理事務所への消火栓工事負担金でございます。

建設課長（宮下君） 目4水防費は、水防用備蓄材の購入、機材の修繕経費が主な内容でございます。

企画政策課長（臼井君） 114ページにかけての目5防災費でございますが、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理経費の計上でございます。主なものといたしまして、節11では、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信料、節12では、設備の保守点検委託費、節14では、転入、転出、転居等に対応するための戸別受信機等の設置工事費を計上いたしております。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、114ページからの款10教育費についてご説明いたします。

項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市教育委員連絡協議会等の負担金が主なものでございます。

目2事務局費ですが、116ページにかけての事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費や、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置しての教育相談、教育支援委員会を運営する経費、そして、学校施設の長寿命化計画策定に係る業務委託経費などでございます。

117ページにかけての教育振興事業は、高校生、大学生等への奨学金、特色ある学校づくり交付金が主なものでございます。

小中学生国際交流事業では、中学生の海外派遣事業と小学生の中国との教育交流事業等に係る経費などでございます。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の特定教育、保育の無償化に伴う給付費及び新制度への移行を行う町内私立幼稚園への施設型給付費の交付等を行うものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に係る修繕費等が主なものでございます。

118ページにかけての学力向上事業は、学力検査を実施し、児童・生徒の基礎学力の向上を図るための経費と、バランスのよい体力づくりの指導を行うための体力調査等に係る経費でございます。

大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みを持つ子ども達に学習指導や相談、支援を行う指導員の人件費が主なものでございます。

119ページにかけての児童生徒支援事業では、様々な障がいや教室で授業を受けることが困難な児童・生徒への支援や、外国籍児童・生徒の自立支援を行う支援員の人件費を計上したところでございます。

小中学校空調設備整備事業は、小中学校の特別教室への空調設備設置に伴う設計委託について計上したものでございます。

続きまして、項2小学校費、目1小学校総務費、120ページにかけての小学校総務一般経費は、小学校の司書の人件費のほか、外国語指導講師の委託料、校務支援システム等のリース料などが主なもので、そのほか、南条小学校プールシート改修工事等を計上しております。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、スマートエネルギー設備導入事業につきましては、スマートタウン構想事業の一環として、災害時に地域の避難所となる小学校に自立分散型の再生可能エネルギー設備を設置し、平常時の温室効果ガスの排出抑制と、停電時等の電力供給を同時に実現するもので、令和2年度は村上小学校への蓄電池設備の設置と附帯する工事に関わる経費について計上いたしております。

教育文化課長（堀内君） 121ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。小学校管理費につきましては、122ページ、目4坂城小学校管理費、123ページ、目6村上小学校管理費につきましても、ほぼ同じ内容となっております。

続きまして、121ページから122ページにかけての目3南条小学校教育振興費ですが、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、児童図書など、教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費を計上しております。

教育振興費につきましても、123ページ、目5坂城小学校教育振興費、124ページ、目7村上小学校教育振興費ともほぼ同じ内容となっております。

続きまして、125ページ、項3中学校費、目1中学校総務費でございますが、外国語指導講師の委託料、校務支援システム等の使用料などが主なものでございます。

続いて、126ページにかけての目2学校管理費は、事務員、司書の人件費のほか、中学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費でございます。

127ページにかけての目3教育振興費は、小学校と同様、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、生徒用図書など教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費を計上しております。

続きまして、項4社会教育費、目1社会教育総務費でございますが、128ページにかけての社会教育総務一般経費では、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、文化協会などへの補助金が主なものでございます。

129ページにかけての文化の館事業は、施設管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、目2公民館費、130ページにかけての公民館一般経費では、館長、副館長の人件費のほか、分館役員等への謝礼、そして、27分館への活動費補助金が主なものでございます。

各種公民館事業では、文化講座、成人式、文化祭、町民運動会などに係る経費のほか、公民館報の印刷製本費等を計上しております。

分館施設整備補助事業では、分館活動の基盤となる地区公民館などの整備補助を行い、令和2年度は立町公民館の建て替えを含め、7分館等の施設整備を予定しております。

続きまして、目3図書館費、132ページにかけての図書館一般経費では、図書館長等の人件費、図書館講座に係る講師謝礼、そして館内清掃委託などの施設の維持管理委託のほか、一般図書の購入費を計上しております。

図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の保守管理、賃借料等が主な内容でございます。

続きまして、目4文化財保護費、134ページにかけての文化財保護一般経費では、文化財保護審議会委員等の報酬、人件費のほか、葛尾城跡登山者用駐車場へのトイレ設置工事費を、また、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助を計上しております。

坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る経費が主なものでございます。

135ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立ち会い調査、出土品の保存処理、試掘調査に伴う重機借り上げなどが主なものでございます。

目5資料館管理費は、格致学校の管理運営に係る経費でございます。

136ページにかけての目6文化センター管理費は、施設の維持管理に係るものが主なもので、宿日直、清掃、ボイラー業務の委託や、エレベーター、浄化槽等施設管理に係る業務委託でございます。

目7青少年育成費では、青少年を育む町民会議への補助が主なもので、青少年健全育成事業を推進してまいります。

137ページにかけての目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学等の講師謝礼やコンサート等の出演料及び講座運営等の委託が主なものでございます。

続きまして、項5保健体育費、目1保健体育総務費、138ページにかけての保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員への報酬や体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、キッズスポーツ教室や高齢者スポーツ交歓会などの講師等謝礼のほか、施設の使用料でございます。

体育施設整備事業は、体育館の耐震設計及び大規模改修設計の業務委託費、体育施設用地の借上料が主なものでございます。

139ページにかけての目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか、施設の維持管理に係るも

のが主なものでございます。

140ページにかけての目3食育・給食センター運営費は、運営委員の報酬、職員の人件費、調理用の消耗品、燃料費、光熱水費、そして賄い材料費が主なもので、そのほか、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託料を計上しており、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

財政係長（長崎さん） 続きまして、141ページの款12公債費でございます。主に長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございます。公債費全体で前年度対比マイナス4.1%、約2,700万円の減額となる6億2,814万6千円を計上いたしております。

最後に、款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千万円の計上となっております。

なお、歳出の性質別内訳につきましては、附属の当初予算資料にお示しをしております。当初予算資料3ページの性質別内訳表をご覧ください。令和元年度は経常的経費や継続事業を中心とした骨格予算編成でありましたので、投資的経費につきましては、町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、新たに町道A09号線道路改良事業やスマートエネルギー設備設置事業などにより、前年度との比較では約4億8,300万円の大幅な増額となる5億4,588万7千円となっております。義務的経費につきましては、人件費は13.4%の増、児童手当などの扶助費につきましては0.4%の増、公債費では利息の減少などによりマイナス4.1%の減となっております。義務的経費全体ではプラス5.4%となる26億8,752万2千円でございます。また、物件費、繰出金、補助費等に係るその他経費につきましては、パート職員の賃金について、性質別区分が物件費から人件費へ区分されることから、物件費ではマイナス7.3%の減となっておりますが、特別会計繰出金や一部事務組合などへの負担金や積み立ての増額などにより、全体では前年度対比プラス2.9%、約8,900万円の増額で、31億5,659万1千円となっております。歳出予算の総額は63億9千万円でございます。

以上で、令和2年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） 以上で、議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

ここでテープ交換のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時24分～再開 午後 2時34分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、議案第13号以下、議案第16号までの特別会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第13号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成30年度から県も保険者として財政運営の責任主体となる制度改正が行われたところで、本予算案では主な歳入としまして、国民健康保険税のほか、保険給付費に応じて県から交付される普通交付金などを計上しているものでございます。

一方、主な歳出としましては、過去の実績をもとに推計した保険給付費及び県へ納める国保事業費納付金を計上いたしております。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億3,929万8千円で、前年度と比較して9,241万9千円、6%の減でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について申し上げます。3ページの款1国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の納付金分について、総額で2億8,844万円、前年度に対し66万円の増でございます。なお、令和2年度におきましては、経過措置で退職被保険者となっていた方が一般被保険者に移行するため、退職被保険者等国民健康保険税の現年分については計上いたしておりません。

4ページの款4国庫支出金、項2国庫補助金は、オンライン資格確認システムの改修に係る10分の10の補助金でございます。

5ページの款6県支出金につきましては、保険給付費等交付金として保険給付費に充てられる普通交付金及び財政状況や特別の事情に対する調整分の特別交付金を計上いたしました。

5ページから6ページにかけての款8繰入金は、国、県、町が負担する基盤安定分や、事務費などに係る一般会計からの繰り入れ及び国民健康保険基金からの繰り入れでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

9ページから10ページの款1総務費は、賦課徴収に係る経費やシステム保守、運営協議会等に要する経費などでございます。

11ページから15ページにかけての款2保険給付費は総額10億4,360万円で、前年対比5,248万6千円、4.8%の減額計上でございます。減額の主な内訳としましては、療養給付費が前年対比2,295万円、2.5%の減、療養費が前年対比182万円、15.4%の減、高額療養費が前年対比2,516万円、16.6%の減でございます。

15ページから16ページにかけての款3国民健康保険事業費納付金は、総額3億6,330万3千円で、前年度比3,984万円、9.9%の減でございます。国民健康保険事業費納付金は県全体で見込まれる医療給付費等について、国の負担分など特定の財源で賄えるもの以外を各市町村の被保険者数や所得水準の規模で必要費用を案分し、過去の医療費水準を加味した上で医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに提示されるもので、医療給付費分は2億4,336万3千円、後期高齢者支援金分は8,979万4千円、介護納付金分は3,014万6千円でございます。

16ページから18ページにかけての款5保健事業費は、特定健診や特定保健指導等の事業に要する費用、また、保健事務に係るもので、総額2,163万5千円、前年度比49万6千円、2.2%の減でございます。

以上で、令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 次に、議案第14号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

建設課長（宮下君） 議案第14号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ11億3,186万6千円を計上いたしました。前年度の当初予算と比較して、2億7,225万円、31.7%の増でございます。

歳入歳出予算書事項別明細書の3ページから順次ご説明申し上げます。

歳入でございますが、3ページ、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金につきましては、平成27年度以降に賦課した分納分と新たに令和2年度において賦課する一括納付及び分納分を見込んでおります。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料につきましては、下水道整備に伴う接続状況を勘案しまして、前年比270万円増の1億5,710万円を計上いたしました。

項2手数料、目1下水道手数料は、下水道排水設備指定工事店50件の更新及び新規登録手数料でございます。

続きまして、4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、公共下水道の管渠工事等にかかわる社会資本整備総合交付金で1億6千万円を見込んでおります。

款4県支出金、項1県負担金、目1下水道費県負担金は坂城インター線延伸整備に伴う下水道施設移設工事にかかわる負担金でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は3億円を計上しております。

款6繰越金及び5ページの款7諸収入のそれぞれの項目は令和元年度事業の決算に伴う科目存置でございます。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道の交付金事業及び単独事業にかかわる起債3億5,630万円、流域下水道事業費負担金にかかわる起債4,760万円のほか、公営企業会計の法適用への対応のため、地方公営企業法適用業務にかかわる起債1,300万円を計上いたしました。

続きまして、6ページからの歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、受益者負担金前納報奨金952万円、下水道事業者として使用料等に賦課される消費税810万8千円でございます。

7ページにかけての款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は、下水道施設の維持管理に関わる経費として、施設の光熱水費、修繕料、下水道使用料等の賦課管理システム等の保

守委託料、県営水道の使用料等により、下水道使用料金を算定するためのシステム使用料、千曲川流域下水道上流処理区の維持管理負担金が主なものでございます。

7ページから9ページにかけての目2公共下水道事業費は、下水道事業に携わる職員人件費のほか、公共下水道整備に関わる事業費で、下水道工事の設計施工監理及び地方公営企業法への適用に向けた業務委託、南条の新地・鼠地区の管渠工事費及び工事に伴う上水道管などの埋設物の移転補償費が主なものでございます。下水道整備計画区域の早期整備に向けて事業推進を図ってまいります。

目3流域下水道事業費は、千曲川流域下水道上流処理区の管渠及び処理場の整備に関わる事業費負担金であります。

10ページの款3公債費、項1公債費につきましては、これまでの公共下水道事業及び流域下水道事業の建設投資にかかわる償還金で、目1は元金、目2は償還金利子及び一時借入金利子でございます。

以上で、令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 次に、議案第15号「令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第15号「令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ14億7,709万1千円を計上するもので、前年度当初予算と比較して642万5千円、0.4%の減でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について申し上げます。

3ページ、款1保険料は、低所得者への軽減措置の拡充により、65歳以上の第1号被保険者の保険料として前年度より261万3千円減の3億1,410万円を見込んでおります。

4ページにかけての款3国庫支出金では、保険給付費のおおむね20%の負担金のほか、調整交付金及び地域支援事業の交付金を計上しております。

款4支払基金交付金は、保険給付費の27%分と地域支援事業の交付金について社会保険診療報酬支払基金より交付されるものでございます。

続きまして、5ページの款5県支出金は、保険給付費のおおむね12.5%の負担金と地域支援事業に対する定率の交付金を受けるものでございます。

6ページ、款7繰入金金は、事業にかかわる町負担分として保険給付費の12.5%と地域支援事業の町負担分及び要介護・要支援認定審査会等の事務費分等を合わせ、一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8ページから10ページにかけての款1総務費は、保険料の賦課徴収及び要介護・要支援認定

に係る経費、長野広域連合への負担金、制度の普及費及び運営協議会等に要する経費などがございます。

11ページからの款2保険給付費は、総額13億8,700万円で、前年度に対し230万円の減でございます。

主な内容でございますが、11ページから17ページにかけての項1介護サービス等諸費は、要介護1から5と認定された方が利用する保険給付費、17ページから22ページにかけての項2介護予防サービス等諸費では、要支援1、2と認定された方で、総合事業に移行した訪問介護と通所介護を除くサービスに係る保険給付費でございます。

22ページから23ページの項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料でございます。

23ページから25ページの項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上になった場合に給付する費用でございます。

また、25ページから26ページにかけての項5高額医療合算介護サービス等費は1年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用でございます。

26ページから29ページの項6特定入所者介護サービス等費は、施設利用者に係る食費、居住費等の自己負担分について、利用者の所得に応じ、その自己負担分を軽減し、保険給付で補う費用でございます。

29ページから36ページの款5地域支援事業費は、項1介護予防・生活支援サービス事業費、項2一般介護予防事業費、項3包括的支援事業・任意事業費として予算計上をいたしております。

主な内容といたしましては、29ページから31ページにかけての項1介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援認定者とチェックリスト該当者に対する訪問型サービス給付費及び通所型サービス給付費と、これに係るケアマネジメント費用等を計上しております。

31ページからの項2一般介護予防事業では、高齢者の介護予防事業として地域住民グループ支援事業や各種健康づくりに係る事業経費のほか、独居高齢者把握事業など、必要な経費を計上いたしました。

32ページから36ページにかけての項3包括的支援事業・任意事業では、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センターでの相談事業経費などを計上するとともに、地域における住民主体の支援体制の構築に向け、目7生活支援体制整備事業を増額計上しております。

以上で、令和2年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 次に、議案第16号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第16号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度では、市町村は徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付することとされているため、必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ2億2,972万6千円とするもので、前年度当初予算と比較して1,328万6千円、約6.1%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

まず、歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料のうち、目1特別徴収保険料につきましては、1億2,661万円、目2普通徴収保険料は5,988万4千円で、いずれも被保険者数の増加や軽減制度の見直しなどにより増加を見込んでおります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金は保険料軽減に係る公費負担分で、4,194万6千円を見込んでおります。

続いて、歳出について申し上げます。

5ページ、款1総務費は、保険料の徴収に係る経費などでございます。

6ページにかけての款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて、医療広域連合へ納付するもので、2億2,844万1千円を計上いたしました。

以上で、令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月3日から3月8日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、明日3月3日から3月8日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月9日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時54分)

